

写真撮影報告書等の画像直接印刷の運用について

(令和7年5月28日、刑企第16号)

(概要)

この通達は、業務の合理化・効率化を図るために、書ききり型撮影媒体で撮影した画像を写真台紙等に直接印刷して捜査報告書に活用できる運用としたもの。

担当：刑事企画課
刑事部企画係